資料２

○二宮町政策評価委員会条例

平成31年３月１日条例第３号

改正

令和４年３月３日条例第２号

二宮町政策評価委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、本町が実施する行政評価及び二宮町総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。）の評価について、評価の客観性及び信頼性を確保するため、二宮町政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

（１）　町が実施した行政評価における政策評価に関すること。

（２）　町が実施した総合戦略における評価に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　町の区域内の公共的団体等の代表者

（３）　民間の企業経営者又は経験者

（４）　行政経験を有する者

（５）　公募の町民

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）

２　特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和４年３月３日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。